

建設アスベスト訴訟 2020 年（第 3 陣）提訴にあたっての声明

2020 年 3 月 24 日

建設アスベスト訴訟全国連絡会

首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

全国の建設アスベスト訴訟は、最初の東京 1 陣提訴から今年 5 月で 12 年が経過する。すでに 5 つの裁判が最高裁に上がり、2020 年度中、早ければ年内にも最高裁判決が予想されている。

建設現場におけるアスベスト被害は、この 12 年間で更に広がり、労災認定数でも毎年全産業の過半数を占める 500 人以上の元建設工事従事者が、認定されている。建設アスベスト訴訟は、「あやまれ、つぐなえ、なくせアスベスト被害」のスローガンに示されるように、建設工事従事者の深刻なアスベスト被害を広げた国とアスベスト建材製造企業の法的責任を問い、被害者への謝罪と救済、アスベスト被害の根絶へ国と企業がその責任を果たすことを強く社会に訴える全国最大のアスベスト訴訟である。

本日、全国の被害者・遺族原告（被害者単位で、札幌地裁 13 人、さいたま地裁 38 人、東京地裁 83 人、横浜地裁 23 人）が、新たに 4 つの地方裁判所に提訴した。さらに、現在進行中の裁判への追加提訴が 2 地裁（京都地裁 10 人、福岡地裁 2 人）で行われ、4 月には大阪地裁に 8 人の追加提訴を行う予定であり、これらを合わせた 2020 年提訴の原告は被害者単位で全国 177 人を数える。これまでの 12 訴訟の被害者原告 728 人を合わせ、実に被害者単位で 905 人、原告総数では約 1100 人を超える。しかも、その 7 割を超える被害者は既に死亡しており、一日も早い解決が求められている。

建設アスベスト訴訟のこれまでの地裁、高裁での 13 回の判決は、国の責任では、今年 1 月の静岡地裁判決を含め、12 の判決で連續して建設現場における石綿粉じんばく露防止措置を取らなかった規制権限不行使の違法が認められている。建材企業の責任も、6 つの判決で警告表示義務違反が認められている。とりわけ、2017 年 10 月の東京高裁神奈川 1 陣判決以降の 5 つの高裁判決、地裁判決において建設業に多く存在する一人親方、中小零細事業主に対する国の責任が認められ、4 つの高裁判決では建材企業に対して賠償を命じる判決が出されるという画期的な司法判断が続いている。すでに国と建材企業の責任を認める司法の流れは、覆しようのないものとなっている。

今日提訴した 2020 年訴訟は、今なお進行している建設アスベスト被害を、もう一度広く社会に訴えるとともに、国と建材企業に対して真摯な謝罪と賠償を求めるものであり、2020 年度中にも予想される最高裁での全面勝利判決にも大きな力となるものである。

我々は訴訟の全面勝訴とともに、それをテコとした政治解決、裁判によらない解決を実現するための補償基金制度（仮称）創設など、全ての建設アスベスト被害者の早期の全面的な救済とアスベスト被害の根絶に向けて、全国が一層の団結を固めて奮闘するものである。

なお、明日 3 月 25 日（水）の午前 10 時～午後 4 時、「建設アスベスト被害に関する全国電話相談会」を実施する。未提訴の被害者をはじめ、多くの健康被害におびえる方々、アスベスト建材に不安を抱く方々からの相談に、弁護士、専門家が対応する。

相談電話番号 0120-501-500

以上